

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	FTAによる関税格差	・モロッコ政府はEUとの自由貿易協定（FTA）に調印しているため、EU製品が日本製品よりも関税面で優遇されており、日本は競争上不利な立場にある。	継続	・日モロッコ政府間のFTA交渉。	
2	日鉄連	セーフガード措置	・2012年9月25日、調査開始。対象は線材・棒鋼であり、モロッコの輸入HSコードで線材：7213.91.90.00、棒鋼：7214.20.90.00、7214.99.91.00に含まれる。 -2014年4月7日、最終決定：10万トンの割当数量を超えた輸入線材、6万トンの割当数量を超えた棒線に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。 -2015年12月22日、措置延長：2016年121,000トン、2017年133,100、2018年146,410の割当数量を超えた輸入線材に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。 -2016年72,600トン、2017年79,860、2018年87,846の割当数量を超えた輸入棒鋼に対しDH0.55/kgのadditional specific dutyを賦課。 -2018年12月20日、線材及び棒鋼に対するセーフガード措置の継続を決定。 -2021年12月15日、措置延長決定(第3回延長調査)。 以下の輸入数量を超えたものに対してDH0.55/kgを課税。 線材：146,410トン (fixed) 棒鋼：123,938トン (2022/1/1-2022/12/31) 129,825トン (2023/1/1-2023/10/15) -2023年10月16日、期間満了により措置終了。(2023年11月30日WTO通報)	変更		
3	日鉄連	セーフガード措置	・2014年6月11日、モロッコ産業通商省が、輸入冷延鋼板、表面処理鋼板、合金鋼板類に対するセーフガード調査を開始する旨、官報告示。 モロッコの輸入HSコード7209、7210(7210.11、7210.12、7210.90.21.00、7210.90.22.00、7210.90.23.00を除く)、7211(7211.13、7211.14、7211.19を除く)、7212(7212.10を除く)、7225、7226に含まれるもの。10月9日に暫定措置（25%のセーフガード税）。 ・2014年10月9日、モロッコ産業通商省が、25%の暫定セーフガード税を200日間賦課する決定。 ・2015年5月14日、モロッコ産業通商省が5月14日最終決定。 ・2018年12月20日、モロッコ産業通商省が冷延・合金及び表面処理鋼板類に対するセーフガード措置の措置延長決定。 ・2021年12月15日、モロッコ産業通商省が冷延・合金及び表面処理鋼板類に対するセーフガード措置の措置延長決定（第2回延長調査）。 36000トンを超える対象鋼材に対し、 -2022/1/1-2022/12/31：13.75% -2023/1/1-2023/12/31：12.5% -2024/1/1-2024/12/31：11.25%	継続	・措置撤廃。	
4	日鉄連	セーフガード措置	・2019年5月24日、熱延鋼板類に対する調査開始。 提訴者：Maghreb Steel 対象HSコード： 7208、721113、721114、721119、722530、722540、7226200011、7226200021、7226200030、7226200040、7226200051、7226200052、7226200059、722691、7226999091、7226999099 -2019年9月27日、暫定措置内容(暫定税25%、200日間)を公示。後日措置発動官報が公示される見込み。 -2020年5月8日、最終決定クロ。3年間に渡り25%のセーフガード税(1年毎に1%減)が賦課されることとなっている。発展途上国は一部措置対象外。 -2023年1月24日、措置延長見直し調査を開始する旨、官報公示。 -2023年5月25日、3年間の措置延長が決定。23%のセーフガード税が適用され、1年ごとに1%ずつ減少する。	変更	・措置撤廃。	

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年10月7日、溶接鋼管に対する調査開始。 提訴者：INDUSTUBE、BATIFER、LONGOFER 対象HSコード： 7305.31.10.00、7305.31.99.00、7305.39.10.00、7305.39.99.00、 7306.19.10.90、7306.19.99.00、7306.30.10.99、7306.30.99.00、 7306.50.10.90、7306.50.99.00、7306.61.10.00、7306.61.90.00、 7306.69.10.00、7306.69.99.00、7306.90.10.90、7306.90.99.00。 なお、調査開始官報に暫定措置内容（暫定税25%、200日間）が記載。後日措置発動官報が公示される見込み。 －2019年12月12日、暫定セーフガード税を賦課する旨、官報公示。 －2020年11月19日、モロッコ当局より3年間のセーフガード税賦課が決定した旨、官報公示。セーフガード税は25%として1年ごとに1%ずつ減少する。 －2023年6月12日、措置延長調査を開始する旨、官報公示。 －2023年10月5日、3年間のセーフガード措置延長決定を官報公示。セーフガード税は22%として1年ごとに1%ずつ減少する。 	変更	・措置撤廃。	
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	厳格な為替管理制度	・モロッコ政府は、外貨準備高の適正管理のために厳格な為替管理制度を適用しており、事業者にとっては外国為替取引が複雑なものとなっている。	継続	・モロッコ政府は、投資促進のため、より柔軟な為替取引の制度を導入する必要がある。	
2	自動部品	為替管理制度の移行	・モロッコ中銀は、2018年1月15日(月)に変動為替制度への段階的な移行に向けて、為替バンドを緩和した(公定相場中心の上下0.3%までの変動を許容していたが、これを上下2.5%までに拡大)。 目的は、(a)モロッコの外貨準備高に対する圧力軽減 (b)経済競争力の保持 (c) 外的要因によるショックが発生した場合の不均衡緩和 (d)国内金融市場の発展・国際経済への開放促進 である。	継続	・為替相場改革に伴う混乱を避けるため、モロッコ政府は強固で安定した経済基盤を確保する必要がある。 ・地方銀行は為替管理制度の完全な移行に備える必要がある。	
3	自動部品	融資規制	・モロッコの融資規制は、国際競争を妨げる地方金融および銀行システムを保護している。	継続	・モロッコ政府は、事業者が国際金融にアクセスできるように規制を改正する必要がある。	
5. 税制						
1	自動部品	移転価格税制	・モロッコ税務当局は、税務監査においてOECD移転価格ガイドラインを適用しているが、税法上で正式に取り入れているわけではない。	継続	・モロッコ政府は、正式にOECD移転価格ガイドラインを遵守し、税法上に取り入れる必要がある。	・税法
2	自動部品	VAT還付申請の拒否・手続きの遅延	・モロッコの税法では、輸出促進のインセンティブとして、輸出企業に付加価値税（VAT税）を免除している。VATの支払後、3ヶ月以内に還付請求をすることによって還付されるとの規定があるが、税務当局によるVAT還付申請の拒否、還付手続きの遅延が発生している。	継続	・モロッコ税務当局は、税法を適用し、VAT還付の法定期間を厳守すべきである。	・税法
6. 雇用						
1	自動部品	外国人雇用規制	・モロッコ政府は外国人の雇用を制限しており、モロッコで日本人駐在員を雇用するためには、同様のスキルを持つモロッコ人が存在しないことを証明する必要がある。	継続	・投資促進のため、駐在員の雇用規制の緩和を要望する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の未締結	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参加において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。	新規	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歓迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め)と、JCM締結を進めて頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。